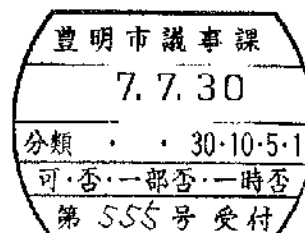


<参考>様式第2号

令和7年7月30日

豊明市議会議員 殿



## 行政等視察報告書

議員名 いとう ひろし

令和7年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

| 年 月 日     | 視察先     | 視察項目及び成果等                         |
|-----------|---------|-----------------------------------|
| 令和7年7月28日 | 東京都北区   | 「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について<br>別添：報告書 |
| 令和7年7月29日 | 神奈川県藤沢市 | 「藤沢型政策検討会議」について<br>別添：報告書         |

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

# 令和 7 年度 豊明市議会

## 3 会派合同視察報告書

日程 令和 7 年 7 月 28 日(月曜日)・29 日(火曜日)

視察先 28 日 東京都北区「子ども権利条例」について 13 時 20 分～14 時 30 分

29 日 神奈川県藤沢市「藤沢型政策検討会議」について 9 時 50 分～11 時 10 分

### 参加会派と議員

**清和** ■会派長 青木けんじ  
毛受明弘・鵜飼貞雄・いとうひろし・服部龍一・青木けんじ・岡島ゆみこ

**公明党** ■会派長 一色美智子  
一色美智子・鈴木智和

**未来クラブ** ■会派長 武谷としお  
武谷としお・中堀りゅういち

3 会派 計 10 名

目的 子どもに関わる事件や物価高騰・ひとり親の増加・自殺等が増加してきており、本市にいても貧困問題や不登校・ヤングケアラーの問題について何らかの条例等を制定しこれらの問題に対処していきたいと考え、先進事例のある自治体での意見や状況や課題等について学びに行きました。

7月28日 月曜日(1日目)

東京都北区 4階 第2委員会室 13時20分～14時30分

### 北区概要

東京都北区の人口は約363000人で世帯数は213000世帯・面積約20㎢です。「飛鳥山公園」を「はじめとした豊かな自然があり、4つの河川(荒川・隅田川・新河岸川・石神川)があり水辺環境も魅力があり東西約2.9Km、南北約9.3kmでJRの駅は11駅あり、都内では駅の数是最多の区です。

交通の利便性が高くて「渋沢栄一」の邸宅あり、他にも歴史スポットは充実していました。子ども食堂も7月現在31か所で運営されていました。

### 視察内容

2021年国・都議会で、子どもに関する条例・法律が制定され、2023「子ども基本法」が制定されたことにより、北区議会にて議員より「北区子どもの権利と幸せに関する条例」が提案されました。また、18歳未満の子供自身からの具体的な意見反映を下記のプロセスに従い行われ、条例制定に向け取り組んだ。

- ・小学生と区政を話し合う会・中学生モニター会議
- ・子ども食堂や適応教室で意見聴取
- ・小中学生にGIGA端末によるアンケート
- ・高校生とのタウンミーティング・パブリックコメント
- ・大学生(2大学子ども系の学部生)意見交換



都内で初の「子どもの権利に関する条例」が2001年に川崎市で施行されており、参考にした。

条例の特徴として「子どもの権利の保障」を前提に条例名からPRまで子どもの想いを反映させ、前文のにも反映させた。さらにPTAの研修会や読み聞かせの絵本・民生委員・校長会・青年会議所等で浸透させてきており、定期的に子どもの声を聞く場を設ける必要があると感じている。

「子どもの権利委員会」を設置して区の施策や取り組み等を各方面から集め、検証している。この委員の中には、中学生11名も参加している。

子どもの集まる施設や児童クラブで区政への施策に対し意見を伝える「意見箱」も設置して意見に対する行政側の返答も掲示されている。

感想 地域の子どもは地域が守るという基本的な地域との関りを持つように施策を考えたいと感じた。「子ども基本条例」の豊明モデルを十分に検討して子どものためにも大人の役割として、議員だけでなく職員や教師、子ども達の皆で協議して進めていきたい。障がいを持つ子供に対しても、18歳を超えた部分でも柔軟に対応していきたいと感じました。子どもの権利の電話相談窓口も本市でも実行したい。

7月29日火曜日(2日目)

藤沢市 9階 第1議会委員会室 9時20分～11時30分

#### 藤沢市概要

神奈川県南部中央に位置し人口約 443000 人世帯数204000世帯です。東西 6.55Km・南北 12Kmで面積は約 70 km<sup>2</sup>あります。東京からは 50Km 圏内にあり6つの路線があり、現在も新たな新駅も検討されており、交通の便に恵まれています。特に夏場は首都圏近郊の避暑地として別荘地・海水浴場があり、湘南海岸や江の島を中心に周辺の発展をしてきました。

新本庁舎は平成30年1月より運用しております。

#### 視察内容

藤沢型「政策検討会議」において議員より「ケアラー支援条例」を例にして藤沢市独自の案が提案されました。それに伴い教員への実態調査が行われ、日本ケアラー連盟に相談やヤングケアラー支援研修や講演会参加などの取り組みを行いました。その中で、ヤングだけでない。という事もわかりました。ケアを必要としている方の制度はあるが、そのケアラーを支援するための法制度はなく議員研修を重ねた結果、関東学院大学の教授による条例制定の手順を指南していただき事務局も参加して全議員で分担して条例文作成に取り組んだ。

市の職員からのヒヤリングや意見交換も行い、共により良い市政を目指すパートナーとして、市民250名参加のシンポジウムを開催してケアラーが求めている支援について話し合いを行いました。パブリックコメントも通常は待ちのスタイルだが、施

設設等に出向いてコメントを100件近く集めて参考にした。そうした中で、2024年12月議会で条例が全会一致で成立した。

この「藤沢型政策検討会議」の取り組みが2023年11月に第19回マニフェスト大賞を受賞した。

その後、ケア支援協議会を立ち上げ、市職員から多くのツツコミがあり、勉強をさせていただいた。職員・議員が合意してチーム藤沢として全員で取り組む姿勢です。「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」が2027年4月から施行された。今後は必要な備品等の予算化を実現したい。ケアラー支援の方への等級も各自の状況とうにより、介護認定のような制度を作りたい。



## 感想

藤沢市の取り組みは36名もの議員の意見を1つにまとめる事が非常に難しかったとお話もありましたが、苦労されて作り上げた条例だからこそ大事にしていけるのかなと思います。職員・市民・議会と一丸のチーム藤沢ガンバレ。

本市においては、チーム一丸は非常に難しいと思いますが、一度チャレンジしたいと思います。数字で成果は表せないと思いますが、多くのヤングケアラーの方やヤングではないケアラーの方にとって救いの手ともなる条例と感じました。

私も妻の両親を引き取り面倒を見てまいりました。障がい者1級でリウマチの母親でした。妻はいつも大変そうでした。晩年は透析もあり妻自身も心の病になり往生でしたので、この条例の必要性はよくわかります。今後は予算化をしていただきケアをする方への更なる支援制度に期待したい。